

第1回一時保護時の司法審査に関する実務者作業チーム

○日時 令和4年8月29日（月）18：00～19：00

○場所 オンライン開催

○出席者 （50音順、敬称略）

構成員

石綿 はる美

大浦 俊哉

佐藤 康憲

中村 みどり

西村 実

橋本 和明

橋本 佳子

浜田 真樹

薬師寺 順子

吉田 恒雄

オブザーバー

向井宣人（最高裁判所事務総局家庭局 第二課長）

佐藤 隆幸（法務省民事局 参事官）

古谷 真良（法務省民事局 民事法制企画官）

事務局

藤原朋子（子ども家庭局長）

野村知司（大臣官房審議官（子ども家庭、少子化、児童虐待防止担当））

羽野嘉朗（子ども家庭局虐待防止対策推進室長）

○議題

- （1）実務者作業チームの開催について
- （2）これまでの議論等について
- （3）主な論点事項及びスケジュール（案）について
- （4）一時保護の実態調査（案）について

○議事要旨

- 座長として橋本（和）構成員が選任された。
- 座長代理として吉田構成員が選任された。
- 事務局から資料説明を行った後、出席者による意見交換を行った。主な意見は以下のとおり。

【実務者作業チームでの検討全般について】

- ・ 令状審査の手續、令状発付までの時間や流れ、疎明資料として想定されるもの等についてイメージをつかみながら議論をする必要がある。
- ・ 児童相談所内において、誰が申立書類を作るのか、法務担当職員を配置するのか、弁護士とどのように役割分担をするのかといった所内の体制整備の問題についても現在の実務を踏まえつつ詰めていく必要がある。
- ・ 児童や親権者等の意見をどのように裁判所に分かりやすく伝えていくかが重要である。
- ・ 今回の見直しに伴う児童相談所内の体制整備として、新たに会計年度任用職員を配置する方法もあるが、会計年度任用職員は毎年募集をしても安定的に人材を確保できないといった課題もある。仕組みが複雑になるといった課題もあるが、常勤配置職員により対応する形も含め、体制を検討していくことが望ましい。

【資料4：調査票（案）について】

- ・ 児童相談所において一時保護する際に、児童の意見聴取を行っているか、その場合、どのような取組みを実施しているかについて調査してはどうか。
- ・ 児童相談所によっては、一時保護の開始時点では明確に親権者等の同意を確認せずにケースワークが進行している場合もあると思う。まず、各児童相談所の運用として、一時保護の開始時点で、親権者等の同意を確認しているかどうかを調査項目に盛り込んでどうか。
- ・ 親権者等が同意をしていないのに司法審査がなかったというトラブルが後々生じないために、同意を確認する上で親権者に対しどのような説明をしていたかが重要なファクターになってくると思う。児童相談所において、一時保護に対する同意を得るために親権者等に説明している事項について調査してはどうか。
- ・ 親権者等の同意の撤回について検討する上でも、事前に手續保障を丁寧に行っているかどうか重要となってくると思うので、同意を得るために親権者等に説明している事項について調査すべき。

以上